

大阪市行政不服審査会における認容答申の概要(平成28年5月～令和2年4月分まで)

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮詢日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
1	平成28年度答申第4号	生活保護法第78条に基づく返還金・徴収金決定に関する件	H28.5.11	棄却	H28.10.28	総務第1部会	H29.2.14	一部認容 一部棄却	生活保護法第78条第1項では、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定されている。本件では、審査請求人が申告していなかった家賃の二重払いに伴う返還金について、「収入認定すべき収入」に該当するかが問題となったが、当該入金によって審査請求人の活用可能な資産が増加したとは認められないことから、該当しないとされた。なお、その他の給与収入等については、該当性が認められ、また、「不当に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされた。	H29.3.6	一部認容 一部棄却
2	平成29年度答申第6号	第二次納税義務者に対する告知処分及び差押処分に関する件	H28.10.20	棄却	H29.4.11	税務第2部会	H29.9.27	認容	地方税法第11条の8において、滞納者の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、法定納期限の1年前の日以後に滞納者が無償等の譲渡や債務の免除等を行ったことに基因すると認められるときは、それにより権利を取得等した者は受けた利益が現に存する限度において第二次納税義務を負うこととされている。本件では、第二次納税義務者に対する告知処分において主たる納税者に係る徴収不足が主たる納税者から第二次納税義務者への贈与に基因するかどうかが問題となったが、各根抵当権の極度額を基準として判断すると、各根抵当権の被担保債権額の合計で既に贈与不動産の価額を大きく上回ることから、主たる納税者から第二次納税義務者への贈与がなければ滞納税について徴収不足が生じなかつたとの事実は認められず、当該贈与と徴収不足との間には、基因性が認められないものと解されるから、本件各処分はその全部が取り消されるべきであるとした。	H29.10.20	認容
3	平成30年度答申第2号	生活保護法第78条に基づく返還金・徴収金決定に関する件	H28.11.30	棄却	H29.12.1	総務第2部会	H30.4.12	認容	本件では、審査請求人が妹に貸与した金銭の返還金について収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となったが、審査請求人には精神障がいがあり申告義務を理解していなかった可能性が認められ、また、発覚の経過からも特段隠す意図は認められなかったことから、申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	H30.5.14	認容

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮詢日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
4	平成30年度答申第6号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.2.23 H29.3.6	棄却	H30.3.23	総務第2部会	H30.7.2	一部認容、一部棄却	本件では、転居に伴う敷金の返還金について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となつたが、敷金は一般的に収入と認識しがたいこと、審査請求人が処分庁に転居の手続きについて尋ねた際処分庁も収入申告について触れなかつたこと、また、そもそも、処分庁は当該収入があり得ることについて転居報告があつた際に把握していたことから、申告しなかつたことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとした。なお、本件では、上記のほかに、パソコンを売却して得た代価も問題となつたが、そちらについては、不正の意思が認められたため、一部認容とされた。	H30.7.23	一部認容、一部棄却
5	平成30年度答申第11号	固定資産税・都市計画税賦課決定処分に関する件	H29.5.31	一部認容 一部棄却	H30.6.28	税務第2部会	H30.9.12	一部認容 一部棄却	本件では、共同住宅、駐車場及び3階建て建物が存する土地のうち、駐車場の敷地の用に供されている土地及び3階建て建物の敷地の用に供されている土地についても住宅敷地の一部と認定したうえで、住宅用地の特例の適用ができるか否かが問題となつたが、前者については共同住宅に隣接するものの、審査請求人が営む貸し駐車場としても利用されていること、共同住宅の居住者等以外が大半を利用していること等から否定、後者については建物2階部分について賦課期日前に個人と賃貸借契約が締結されており、賦課期日現在特定の者が継続して居住の用に供していたか、又は現に居住していなかつたとしても構造上住宅であり、かつ、居住以外の用に供されるものではないと解されることから、住宅と認めるのが相当であるため、居住割合により一部住宅用地の特例の適用が可能という結論となつたことから、税額を再計算の上、一部認容となった(結論は審理員意見書同旨)。	H30.10.18	一部認容 一部棄却
6	平成30年度答申第16号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.1.19	棄却	H30.3.23	総務第2部会	H30.11.6	認容	本件では、年金額の再計算に伴う年金の遡及分等について、審査請求人は収入申告をしておらず、その点について、「不実の申請その他不正な手段」といえるか否かが問題となつたが、審査請求人は高齢で眼の疾病を有しており、そもそも遡及分等が振り込まれるとの事前の認識がなかつた可能性があること、また、実際に振り込まれた後も、審査請求人は通帳の管理を娘に委ねていたことから、振り込みについて気付いていなかつた可能性があること、また、その他本件事情から隠す意図は認められないことから、法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	H30.12.7	認容

番号	答申番号	事件名	審査請求日	審理員意見書の結論	諮詢日	担当部会	答申日	答申の結論	答申の理由	裁決日	裁決の結論
7	平成31年度答申第1号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H29.7.25	棄却	H30.6.6	総務第1部会	H31.4.3	一部認容 一部棄却	本件では、競馬及び競艇における「収入」について、どのように計算するかが問題となった。ギャンブル収入の計算方法については、法令や通達等で規定されておらず、一定の裁量が認められるが、本件では、処分庁が考える計算方法が事前に被保護者に周知されておらず、そうであれば、申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。なお、給与収入については、「不正に受給しようとする意思」が認められたことから、一部認容とされた。	R1.5.9	一部認容 一部棄却
8	令和元年度答申第7号	生活保護法第78条に基づく徴収金決定に関する件	H30.4.10	棄却	H31.3.29	総務第2部会	R1.9.2	認容	本件では、借入金や保険料の還付金について収入申告を行わなかったことが、「不実の申請その他不正の手段」に該当するかが問題となった。本件の審査請求人には既往歴があるにも関わらず、処分庁は申告義務について通り一遍の説明しかしなかったため、当該収入の申告義務について審査請求人が理解していたとは認められず、収入を申告しなかったことが、「不実の申請その他不正な手段」とはいえないとして、認容とされた。	R1.9.25	認容
9	令和元年度答申第13号	領置金差押処分及び作業報奨金差押処分並びに年金差押処分に関する件	H31.4.16	一部却下、一部棄却	R1.10.21	税務第1部会	R1.11.14	一部却下、一部認容、一部棄却	本件では、作業報奨金に対する支払請求権が差押財産となり得るかが問題となった。作業報奨金は、釈放の際、はじめて受刑者の具体的な権利（作業報奨金支払請求権）として発生する法的性質を有するものであるため、釈放前の段階では、作業報奨金の支給を受ける権利というものを観念する余地はなく、その譲渡し、担保提供、差押えも観念し得ないと解される。したがって、作業報奨金の支払請求権については、釈放前の差押処分時においては未だ発生しておらず存在しないものであるため、作業報奨金の差押処分については、認容とされた。	R2.1.6	一部却下、一部認容、一部棄却

注) 平成28年度答申第2号については、答申は認容であったが裁決では棄却となり、その後裁判で棄却が確定しているため、省略しています。